

清須市第3次総合計画

【序論・基本構想案】

令和6年6月

清 須 市

目次

第1章	序論	1
1	総合計画策定の趣旨	3
2	計画の構成と期間	4
	（1）計画の構成	4
	（2）計画の期間	5
3	清須市の位置・地勢・面積、歴史・沿革	6
	（1）清須市の位置・地勢・面積	6
	（2）歴史・沿革	7
4	清須市を取り巻く社会情勢	8
第2章	基本構想	11
1	清須市の基本理念	13
	（1）基本理念	13
2	清須市の将来像	15
	（1）目指す将来像	15
3	行政運営の方針	16
4	7つの政策（施策の方針）	17

第 1 章 序論

1 総合計画策定の趣旨

清須市総合計画は、本市における最上位計画であり、政策全分野にまたがる行政運営の指針です。第2次総合計画では、「水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市」を目指すべき将来像として掲げ、総合的かつ計画的な行政の運営を推進してきました。

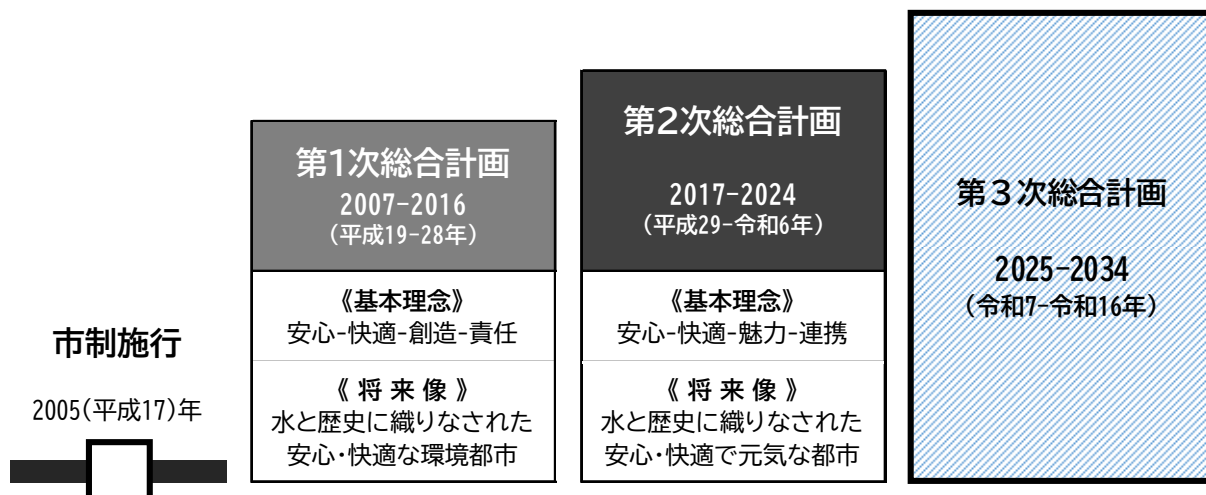
第2次総合計画の計画期間満了を迎えるにあたり、現在、本市の人口動向や社会を取り巻く情勢も大きな変化をみせています。

本市では、市制施行以後、これまで順調に増加を続けてきた人口が、2021（令和3）年9月をピークに減少に転じました。

また、2020（令和2）年から2023（令和5）年にかけて続いた、新型コロナウイルス感染症の流行は、社会経済に大きな打撃を与えるだけでなく、人々のライフスタイルや価値観にも大きな影響を与えました。

さらには、日本全体、そして国際的な動向として、DX（デジタルトランスフォーメーション）やカーボンニュートラルに向けた取組、SDGsの推進など、地方自治体には時代の変化に対応していくための施策の展開が求められています。

このような状況を踏まえ、本市では将来に向けて、社会情勢の変化を的確に捉え、「次世代を展望した時代に対応したまちづくり」を進めていくため、今後、本市が目指すべき姿を示す行政運営の指針として、令和7年度を始期とする「清須市第3次総合計画」を策定します。



2 計画の構成と期間

(1)計画の構成

本計画は、行政運営マネジメントの基軸として、より実効性のある計画とするため、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造の計画とします。なお、「実施計画」については、予算編成にあわせて毎年度作成（ローリング）します。

また、本計画には「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づく「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を包含するものとします。

■計画の構成

基本構想	基本構想は、今後の清須市のまちづくりの方向性を示すもので、市の「基本理念」と「将来像」を定めるとともに、その実現に向けた基礎となる「行政運営の方針」を定めるものです。 さらには、「将来像」の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの目標となる、「7つの政策（施策の指針）」を定めるものです。
基本計画	基本計画は、基本構想で掲げる政策に基づいて、施策・事業を展開していくにあたり、市の役割や組織に応じた施策を体系的に整理した上で、施策ごとに、明確な目標と、その目標の実現に向けた施策の方向性を定めるもので、清須市の行政運営マネジメントの核となる計画です。
実施計画	実施計画は、基本計画で定める施策の方向性に即して、具体的な事務事業を着実に実施していくため、毎年度の予算編成と連動させながら、その進捗を適切に管理する計画です。

■まち・ひと・しごと創生法(抜粋)

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(2)計画の期間

長期的な視点に立った将来に実現するまちの姿を描く「基本構想」は10年度間、施策ごとの目標と方向性を定める「基本計画」は、計画の進捗状況や社会情勢の変化等、さらには関連する個別計画の見直し等に的確に対応するため、前期5年度間、後期5年度間に分けることとします。

■第3次計画の計画期間

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
基本構想	2025（令和7）年度～2034（令和16）年度 【10年度間】									
基本計画	2025（令和7）年度～2029（令和11）年度 【前期計画 5年度間】					2030（令和12）年度～2034（令和16）年度 【後期計画 5年度間】				

3 清須市の位置・地勢・面積、歴史・沿革

(1)清須市の位置・地勢・面積

清須市の区域は、愛知県西部、尾張平野のほぼ中央に位置し、南部は名古屋市に、北部は一宮市、稲沢市及び北名古屋市に、東部は名古屋市に、西部はあま市に隣接しています。

面積は 1,735ha で、東西約 5.5km、南北約 8.0km の広がりを持ち、愛知県の面積の 0.34% に当たります。

地形は比較的平坦で、庄内川の下流域にあり、ほとんどの地域が海拔 10m 未満となっています。また、庄内川のほかには新川、五条川などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれ、四季折々の風景を楽しむことができます。

交通は広域の利便性に恵まれ、JR 東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、名古屋第二環状自動車道、名古屋高速 6 号清須線・16 号一宮線、国道 22 号・302 号などの道路網により周辺都市との連携が図られています。

■清須市の位置



(2)歴史・沿革

①近代以前

清須市の区域の歴史ははるか遠く、尾張平野最大の遺跡である朝日遺跡に集落が開かれた弥生時代までさかのぼります。

市内には、室町時代のはじめ守護所下津城の別郭として築かれ、1555（弘治元）年に戦国武将織田信長公が那古野城から入城した清洲城など、数多くの歴史資源が残っており、慶長年間には城下町一帯が「関東の巨鎮」と称され、文化の中心地として、また尾張の要所として栄えた歴史をもっています。

また、名古屋と中山道を結ぶ最も重要な道路であった美濃路は、関ヶ原の合戦で勝利を収めた徳川家康公が通った吉例街道とされ、江戸時代には、数多くの大名たちが縁起を担いで通り、家康公の命により開設された青物市場とあわせ、宿場町として大いに栄えました。

江戸時代初期より宮重大根の栽培が始まり、尾張徳川家にも献上されており、江戸時代中期には全国に知れ渡るところとなりました。また、このころは、庄内川の氾濫により幾度となく水害にあった当地に、多くの農民や地元の役人たちの尊い汗と犠牲により、1787（天明7）年に新川が竣工されました。その他、江戸時代に製作され、200年以上の歴史を誇る山車が練り歩く尾張西枇杷島まつりは、郷土の伝統文化として現代に継承されています。

②近代以後

近代に入ると、1880（明治13）年に春日井郡が東西の二郡に分かれて西春日井郡が誕生した後、西春日井郡の町村で合併が繰り返されてきました。

西枇杷島町は、1889（明治22）年、下小田井村、小場塚新田村の合併により誕生しています。清洲町は、1906（明治39）年、朝田村、一場村及び清洲町が合併して清洲町となった後、1943（昭和18）年までに大里村や甚目寺町の一部と合併しています。また、新川町は、1889（明治22）年、土器野新田村、上河原村、中河原村及び下河原村が合併して新川村となった後、1890（明治23）年に町制が施行され、さらに1906（明治39）年、桃栄町、寺野村及び阿原村と合併しています。春日町は、1889（明治22）年、下之郷村、落合村が合併し、春日村が誕生し、1990（平成2）年に町制が施行されました。

そして、2005（平成17）年7月7日に西枇杷島町、清洲町及び新川町が合併して清須市が誕生した後、2009（平成21）年10月1日、清須市と春日町が合併し、現在に至っています。

4 清須市を取り巻く社会情勢

①人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は減少を続けており、2020（令和2）年に1億2,615万人であった人口は、2070年には8,700万人にまで減少することが見込まれています。

さらに、同時に高齢化が進展することにより、医療・年金・介護など社会保障に係る国の予算は増加の一途をたどり、2050年には1.2人の現役世代で1人の高齢者を支える「肩車型」の社会になると言われています。

また、今後も人口減少が進むことで、地域の活力を支える担い手の不足、消費・経済活動の停滞、空き家・空き店舗の増加など、まちの広い範囲で様々な影響が懸念されます。

②地球規模の環境問題の深刻化への対応

世界的な気温の上昇による温暖化、気候変動の問題は、身近な生活環境や周辺の動植物等にも影響を及ぼします。様々な分野において二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスを削減することが重要です。

国においては、2020（令和2）年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言しており、近年では化石エネルギーを中心とした産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換する「GX（グリーントランスフォーメーション）」に注目が集まっています。

③情報通信技術の進展

人々の生活は、スマートフォンの普及やネットワークの高速化等により大きく変化しました。デジタル技術の活用は、快適な暮らし、多様な働き方の実現、労働における生産性の向上、行政サービスの効率化など、あらゆる分野の課題解決に不可欠な要素として重要性が増しています。デジタルデバイドの解消や個人情報の保護、情報活用能力の育成などに取り組みつつ、よりよい未来の実現に向け、情報通信技術がさらに進展・活用されていくことが期待されます。

④防災・災害対策に向けた意識の高まり

わが国は世界的にみても地震多発国であり、近年では大規模な地震災害が短いスパンで発生しています。特に、本市を含む愛知県においては、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が高まっていることから、平時からの防災対策等の重要性が増しています。

また、豪雨災害も激甚化・頻発化し、各地で毎年のように甚大な被害が発生しています。

いざという時に市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災意識を高めるとともに、自助・共助・公助による役割分担や相互連携を進めていく必要があります。

⑤地域共生社会の実現

人口減少や少子高齢化に伴い、地域には認知症高齢者や障がいのある人、生活困窮者など、支援を必要とする人が増加しています。さらに、出産年齢の高齢化などを背景に、育児と親や親族の介護を同時に担わなければならないダブルケアの問題をはじめ、ひきこも

り、8050 問題、ヤングケアラーの問題など、複雑化・複合化した課題を抱え、社会から孤立してしまう家庭もみられるようになっていきます。

子ども・高齢者・障がい者といった支援対象の属性を問わない重層的支援体制を整備するとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、誰もが役割や居場所をもって地域とともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現が求められています。

⑥「こどもまんなか社会」への転換

様々な少子化対策や子育て支援に取り組んできたものの、少子化がとまらない現状を受け、国は、2023（令和 5）年に「こども基本法」を施行し、「こども家庭庁」を設置しました。

日本全体で、異次元の少子化対策を進めるとともに、子どもの視点に立ち、子どもたちの声に耳を傾けながら、子どもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組がはじまっています。

⑦リニア中央新幹線の開通による影響

リニア中央新幹線は、2027（令和 9）年の品川～名古屋間の開業を目指し工事が進められています。全線開業すれば、リニア中央新幹線名古屋駅に近い本市においても大きな経済効果が生まれることが見込まれます。

しかし、2023（令和 5）年 12 月現在、工事に伴う自然環境や水資源への影響等の問題から一部地域において着工が遅れており、2027（令和 9）年中の開業は困難な状況となっていることから、今後も動向を注視していくことが必要です。

⑧社会資本の維持管理や更新

社会資本については、全国的に高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、完成から 50 年以上が経過する施設・インフラが急増しています。今後急速に老朽化が進行し、一斉に更新時期を迎えることが想定され、将来の修繕や更新にかかる経費が大きな負担となることが懸念されています。

⑨地方創生・デジタル田園都市国家構想の推進

国は、2022（令和 4）年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこととしています。実現に向けては、国と地方が連携・協力しながら推進することが重要であるとされており、地方においては、それぞれの地域の個性や魅力を生かした目指すべき理想像を再構築し、地方創生の取組を進めることが期待されています。

⑩国際的枠組みによる課題の克服

SDGs（持続可能な開発目標）は、よりよい未来を目指すための 2030（令和 12）年までの世界共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットを掲げています。

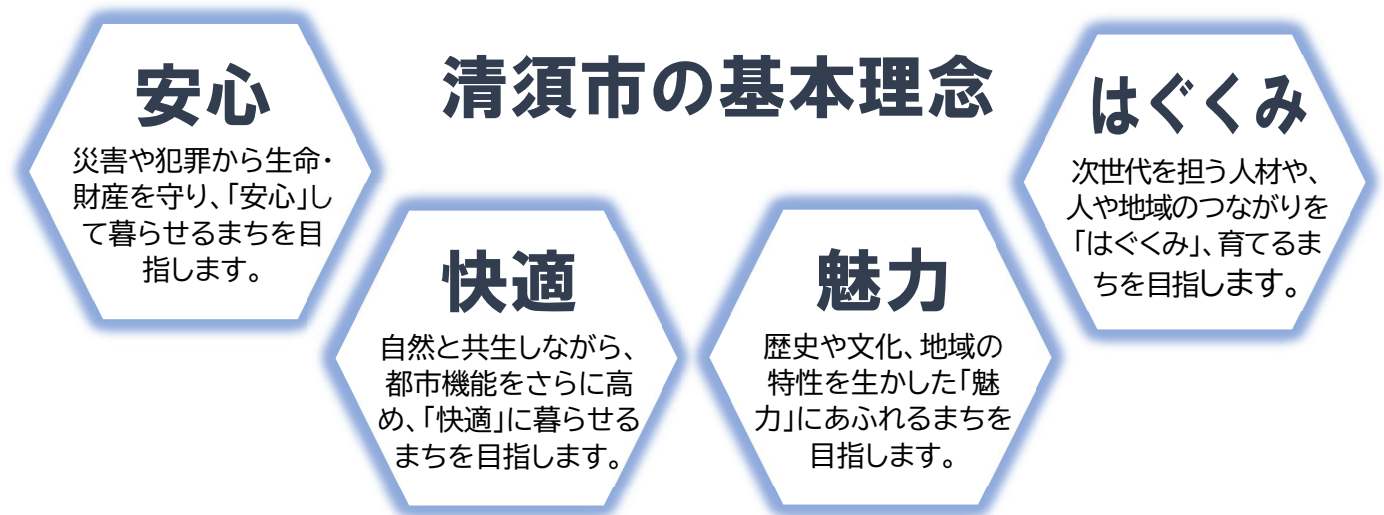
SDGs に基づく「誰一人取り残さない」社会の実現に向けては、政府、地方自治体、民間企業や団体等、様々な主体が積極的に取組を進めていく必要があります。

第 2 章 基本構想

1 清須市の基本理念

本市では、第2次総合計画において、「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」の4つの基本理念を掲げてまちづくりを推進してきました。本計画においても、これまでの本市の考え方や大切にしてきた理念を継承しつつ、近年の行政課題や今後の本市を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、より「清須らしさ」を発揮していくため、まちづくりの基本理念として「安心」・「快適」・「魅力」・「はぐくみ」の4つの基本理念を掲げます。

(1)基本理念



安心

災害や犯罪から生命・財産を守り、「安心」して暮らせるまちを目指します。

- 災害や犯罪、交通事故等から市民の生命・財産を守り、市民生活の「安心」を支えるまちづくりを進めます。
- 福祉サービスや保健医療体制の充実を図り、誰もが生涯に渡って「安心」して暮らすことができるまちづくりを進めます。

快適

自然と共生しながら、都市機能をさらに高め、「快適」に暮らせるまちを目指します。

- 庄内川・新川・五条川に代表される水のある空間を大切にし、自然と共生し、住みやすく、文化的環境が整った「快適」で調和のとれたまちづくりを目指します。
- 名古屋市との近接性や広域的な交通利便性を生かした、便利で「快適」なまちづくりを目指します。

魅力

歴史や文化、地域の特性を生かした「魅力」にあふれるまちを目指します。

- これまで受け継がれてきた歴史や文化を大切にし、その価値を見出し共有することで、地域の「魅力」を高めるまちづくりを進めます。
- 企業や事業者が地域の特性を生かしながら、「魅力」に満ちた活動ができるまちづくりを進めます。

はぐくみ

次世代を担う人材や、人や地域のつながりを「はぐくみ」、育てるまちを目指します。

- 家庭や子どもを持ちたいと願う若い世代が安心して出産・子育てができるよう、未来を担う子どもたちを地域全体で「はぐくみ」、育てることができるまちづくりを進めます。
- 学びや文化・芸術活動、スポーツ活動に関わる場の充実を図り、市民が生涯にわたり、豊かな心身と自分らしさを「はぐくみ」、育てることができるまちづくりを進めます。
- 世代や地域、官民の枠を超えて、様々な価値観や文化の違いを尊重し合いながら、幅広い層の市民・企業との交流やつながりを大切にし、市に関わる人々のまちに対する誇りと愛着を「はぐくみ」、育てることができるまちづくりを進めます。

2 清須市の将来像

(1) 目指す将来像

これからのまちづくりを進めるための大きな目標として、清須市が将来に実現するまちの姿を明らかにして、市民と目標を共有します。

■清須市の将来像

水と歴史に織りなされた
安心・快適で魅力あふれる
“はぐくみ都市”

「水」や「歴史」といった本市が持つ個性を大切にするとともに、更に生かしていきながら、市民の「安心・快適」な暮らしが営まれることはもとより、未来を担う人材や、まちに関わる全ての人々の思いやつながりを「はぐくみ」、地域全体が活気に満ちた「魅力」のあふれる都市の実現を目指します。

3 行政運営の方針

本市においては、合併以降、国の財政措置などを活用して計画的な行財政運営により経営管理機能の強化や健全財政の維持に努めてきました。しかしながら、合併市町村に対する財政措置である合併特例債の発行期限が2025（令和7）年度に終了することに加え、人口減少や高齢化に伴う社会保障関係費の増加や公共施設等の老朽化対策などにより、本市の行財政運営を取り巻く状況は、今後一層厳しさを増すことが予想されます。

このような前提を踏まえ、本計画においては、引き続き計画的な行財政運営を進めることにより、経営管理機能の強化や健全財政の維持に努めるとともに、様々な主体との連携やデジタル技術の活用等による効率化を推進し、より一層市民のニーズに応じていくため、行政運営の方針を以下のように定めます。

方針1 総合計画に基づく行政運営の推進

行政運営マネジメントの基軸と位置づける総合計画に基づいて、行政運営を進めることを原則とします。

市が担うべき役割や組織に応じて政策と施策を体系的に整理し、施策ごとに明確な目標を定める基本計画を核として、毎年度の予算編成やその執行、行政分野ごとの個別の計画等に基づく取組などを着実に進めるとともに、その検証・改善の仕組み（PDCAサイクル）を構築することにより、目指す将来像の実現に取り組みます。

方針2 持続可能な財政運営の推進

政策と施策の体系的な整理に基づき、事務事業の効果を検証しながら継続的に見直しを行い、真に必要な分野に経営資源を重点的に配分するとともに、新たな財源確保や、長期的な視点に立った公共施設等の維持管理・更新に係る財政負担の軽減・平準化に取り組むなど、持続可能な財政運営を進めます。

方針3 効率的で質の高い行政運営の推進

市民が行政に求めるニーズが多様化し、行政が解決すべき課題も複雑化していく中で、近年急速に発達しているIT技術を活用した「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」のほか、地域や官民といった枠組みを超えた「広域連携」、「市民・企業との協働」など、解決すべき課題に応じた最適な手法が何かを常に検討しながら、既存の考え方にとらわれない、時代の流れに順応した効率的で質の高い行政運営を目指します。

4 7つの政策(施策の方針)

目指す将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの目標となる、7つの政策(施策の指針)を掲げます。

政策1 安全で安心して暮らせるまちをつくる

2000(平成12)年9月の東海豪雨災害を経験するとともに、南海トラフ地震の発生により大きな被害が予想される本市において、防災面を中心として、暮らしの安心の確保に取り組むことが、最優先の政策課題といっても過言ではありません。

東海豪雨災害の記憶を風化させることなく次世代に語り継ぎ、教訓として将来に渡って生かしていきながら、近年の激甚化する災害から市民の生命と財産を守るための防災・減災対策を強化するとともに、防犯・交通安全対策の推進や、消防・救急医療体制の充実を図り、誰もが安心して暮らすことができるまちをつくれます。

政策2 子どもの笑顔があふれるまちをつくる

少子化に端を発する人口減少の問題は、先送りのできない社会全体の課題となっており、この課題への対応として、2023(令和5)年には「こども家庭庁」の創設、「こども基本法」の施行など、「こどもまんなか」をキーワードとした異次元の少子化対策と、子どもの権利と幸福を第一に考えた社会の実現に取り組んでいくことが示されました。

本市においても、これまで増加基調で推移してきた人口が、2021(令和3)年9月をピークに減少へと転じており、本格的に人口減少への対策に取り組んでいく必要があります。

人口減少を克服するためには、若い世代の子育ての希望を実現することが何より重要です。安心して結婚・出産・育児ができる環境づくりの推進、充実した保育・教育の提供、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりなどを通じて、子どもたちの成長を地域全体で見守ることができる、子どもの笑顔があふれるまちをつくれます。

政策3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

2019（令和元）年から世界的に感染が拡大した「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」は、本市においても、市民生活や地域の経済活動に大きな影響を与え、災害レベルの感染症の脅威とともに、医療・保健体制の充実や健康づくりの重要性を改めて認識する事態となりました。

また、人々のライフスタイルが多様化していく中で、誰もが社会における自身の役割といきがいを持ち、共に支え合いながら、地域でいつまでも自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

市民のこころとからだの健康を守ると同時に、人々の暮らしを地域全体で支え、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが健やかに、そして、自分らしくいきいきと暮らすことができるまちをつくります。

政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる

本市は名古屋市と隣接しており、JRや名鉄といった鉄道網や高速道路をはじめとする道路網など、交通の利便性に恵まれています。

また、市内を流れる庄内川・新川・五条川がもたらす豊かな水辺空間は、市民の心に安らぎやうるおいをもたらします。

名古屋大都市圏に位置する本市の強みと、豊かな水辺空間を生かしながら、市街地整備やライフラインの充実により、市民の生活基盤を固めるとともに、環境保全に資する取組を推進することで、利便性に優れ、自然と調和した快適に暮らすことができるまちをつくります。

政策5 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる

本市が守り育ててきた美濃路や清洲城、朝日遺跡などの豊かな歴史的資源は、市民共通の貴重な財産であり、その魅力を生かすことは、地域の活性化につながるのみならず、市への誇りと愛着をはぐくむ源泉となります。

また、本市の経済を牽引する製造業を中心とした産業の活性化や、企業立地の促進に資する取組を進めることで、地域の雇用創出や、定住・交流人口の拡大を図ることが、まちの魅力の向上と地域の賑わいの創出につながっていきます。

豊かな歴史的資源を生かして、観光誘客を促進するとともに、市内産業の振興を図り、魅力に満ちた活力のあるまちをつくります。

政策 6

豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる

市民が充実した日常生活を営むためには、休暇や余暇を利用した学びや芸術活動、スポーツなどの活動・体験ができる場を提供することも、市として重要な責務となります。

また、多様性が重視される社会において、年齢や性別、国籍等にとらわれることなく、異なる文化や価値観を学び、教養を深めるための土壌を醸成していくことも必要です。

いつでも学びや、文化・芸術活動、スポーツに触れることができる環境づくりにより、誰もが生涯にわたり、いきがいを持って自分らしく生活することができる、豊かなところとからだをはぐくむことができるまちをつくります。

政策 7

関わる人々の思いを大切にするまちをつくる

時代の流れとともに、自治体と人・企業とのつながり方も変化してきました。インターネットやSNSの普及により、いつでも、どこにいても必要な情報にアクセスし、つながることができる社会が実現しています。これらを効果的に活用し、市民にとって必要な情報のみならず、市内外に向けた、市の魅力が伝わる情報発信をしていくことが必要です。

また、市民が行政に求めるニーズは多様化しており、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、既存の考え方にとらわれない行政運営を推進していく必要があります。

近年急速に発達しているIT技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等に積極的に取り組むとともに、地域や官民といった枠組みを超えた多様な主体との連携を深めていくことなどを通じて、市に関わる人々の思いを大切にし、共につくりあげるまちをつくります。